

## 第6 会の財政状況と検討課題

### 1 これまでの会財政健全化の取組み

2017（平成29）年度において指摘された東京弁護士会（以下「東弁」という。）における財務規律の面における3つの課題（①退職給付引当資産の積立、②事業準備等積立資産の積立、③一般会計から会館維持管理会計への繰入れ）に対しては、同年度に東弁において以下の対応がとられた。

①退職給付引当資産については、東弁の会計規則第35条を改正し、「前年度末に在籍する正職員が退職するものとした場合に要する退職金額の2分の1」まで積み立てることとなった。②事業準備等積立資産の積立については、外部の専門業者に依頼して東弁のシステムを検証した結果、早期に事務局OAシステムの刷新若しくは大幅な改修は不要という判断となり、少なくとも2018（平成30）年度に入れ替えるサーバー機器の耐用年数までは現在の事務局OAシステムを継続して使用することになった。この結果、事務局OAシステムの入れ替えに備えた多額の積立は不要となったが、現在使用している事務局OAシステムは、保守料が年間約2580万円かかる他、少し改修するだけで数百万円、場合によっては1000万円を超える費用がかかるなど維持していくだけでもかなりのコストがかかっており、更にシステムのセキュリティ費用など維持管理費用が増加傾向にあることから、今後も中長期的な観点から一定額を毎年積み立てておくべきである。③一般会計から会館維持管理会計への繰入れについては、繰入れを再開して1億7600万円を繰り入れた。また、一般会計から会館特別会計への繰入金額の決定方法について、従前の会員数に基づく方法から、前年度決算における維持管理会計の実際の必要額とする方法に変更した。

### 2 2018（平成30）年度に判明した東弁の財政問題

#### （1）一般会計について

2017（平成29）年度決算における一般会計は、事業活動収入が約19億6933万円、支出が約19億9098万円で約2165万円の赤字となり、投資活動収支が約2億8587万円の赤字であった。その結果、一般会計全体では約3億752万円の赤字となり、次期繰越収支差額は約11億6591万円となっている。ただし、投資活動収支については、約2億8587万円の赤字のうち約2億1549万円は特定資産への積立であり、資産の会外への流失ではない。したがって、投資活動収支における実質的な赤字は約7038万円であり、一般会計全体の実質的な赤字は約9203万円である。

#### （2）特別会計について

2017（平成29）年度決算における主な特別会計を概括すると次のとおりである。

##### ① 法律相談事業等特別会計

一般会計から法律相談事業等特別会計への繰出金が1億241万円であったのに対し、一般会計への繰出金が約9635万円であったので、差引約605万円の赤字となった。赤字となった原因は、納付金未収分の回収の頭打ち、受任率の低下及び経済的利益が低い事件の増加などが考えられる。

##### ② 公設事務所運営基金特別会計

一般会計からの繰入金9900万円を含めた収入が約1億2186万円、支出が約6859万円であり、収支差額は約5327万円となった。次期繰越収支差額は約6604万円となっている。なお、2017（平成29）年度度、公設事務所設置・運営に関する規則第7条を改正し、公設事務所の共益費やパソコン等の更新の費用負担を無償とすることができることになったことから、今後、公設事務所運営基金特別会計の事業活動収入が減少する見込みである。

### ③ 会館特別会計

会館維持管理会計は、収入が約2億2397万円（再開された一般会計からの繰入1億7600万円を含む）、支出が約2億1468円であり、収支差額は約929万円、次期繰越収支差額は約5億9616万円である。会館維持管理会計には、今後、前年度の当期収入合計から繰入金を控除した金額と当期支出合計との差額が一般会計から繰り入れられることから、多額の次期繰越収支差額は不要であり、一般会計に繰り戻す、修繕積立金会計に繰り戻すなど方針を検討すべきと考える。会館修繕積立金会計は、収入が約1億3840万円、支出が約1億3300万円であり、収支差額は約539万円、次期繰越収支差額は約52億9832万円である。

会館特別会計全体としては、次期繰越収支差額は約59億4584万円となっている。

### ④ 全体分析

近年、東弁の支出が増大した原因には、特殊な事情もある。2017（平成29）年度に審査案件の飛躍的増加に対応するために綱紀・懲戒調査員制度を新設し、それ以降そのための費用がかかるようになった。また2018（平成30）年度にはサーバー入替に伴い1億3000万円以上の支出がされた。しかし、東弁の財政状態は、こうした突発的な特殊事情がなくとも、会費減額ができるような財政状態にはない。

東弁の収支バランスが崩れている要因の一つとして、事業費支出が2010（平成22）年度2億7000万円であったものが、2018（平成30）年度に4億8000万円にまで増加している。人件費を除く管理費も同様に増加傾向にある。事業費が増えれば、それに必要となる職員の数と人件費も増加する。

近年の事業費・管理費（人件費除く）は、2018（平成30）年度の管理費（人件費を除く）を除いて、いずれも毎年度着実に増加しており、この増加率を逡減させなければ収支バランスを改善することは難しい。しかし、収支バランスを改善できれば、東弁のスケールメリットを生かし、継続的で強靱な財務体質に転換することができるはずである。

2018（平成30）年度の会務執行において、65期から70期までの貸与制世代へのサポート・支援策の策定が喫緊の課題となり、一時金給付や会費減額という直接の経済的支援策が検討された。その過程で、新たな財務シミュレーションを策定した結果、事業費と人件費を除く管理費は、毎年4%ずつ増加している実態にあり、そのまま推移すれば2017（平成29）年度末に11億6591万円あった一般会計の次期繰越金が2026（令和8）年度には枯渇すること、さらに、その数年前から予算作成が不可能になることが判明した。すなわち、東弁の財務状況は、財政支出削減策を講じることなしには、会費減額どころか、財政が立ち行かなくなる現状にある。

その一方、一弁と二弁は、2019（平成31）年2月の臨時総会において、東弁と同額であった会費を全会員について月額2,000円減額する決議を行い、同年4月からこれを実施している。東弁の会費のみが高い現状を放置すれば、新規登録弁護士の他会への流入が懸念されるため、東弁は2019（令和元）年6月の定期総会で65期以降の会員に限り月額2,000円減額する決議を行い、同年12月から実施している。

東弁・一弁・二弁の個人会員数は、2018（平成30）年3月31日時点で、東弁8,271名、一弁5,205名、二弁5,403名であり、およそ8対5対5の割合となっている。新規登録会員に限らず、会費負担者である会員の流出が生じれば、財政的な打撃は計り知れない。東弁においても全会員の会費を月額2,000円減額する必要がある。

2019（令和元）年6月の定期総会議案書に添付されたシミュレーションによれば、今後、事業費と人件費を除く管理費の増加率をそれぞれ毎年1%に押さえることができれば、65期以降の会員に対して月額2,000円の会費減額をしても、かろうじて繰越金は枯渇しないで推移すると予想される。しかし、全会員の会費を月額2,000円減額するには、これに加え年間1億5000万円の支出削減の必要がある。

東弁の2018（平成30）年度末における一般会計の次期繰越収支差額は、東弁が約10億0700万円、一弁が約14億6500万円、二弁が約12億4700万円である。一般会計だけでなく6つの特別会計を含む全会計の次期繰越収支差額を比較してみると2018（平成30）年度末において東弁約72億円、一弁約67億円、二弁約66億円であ

る。前記のように、東京三会の個人会員数は8:5:5の割合であり、東弁が、会員数が最も多くて会費収入も最も多いはずであるにもかかわらず、次期繰越金はこれに比例しておらず、一般会計の繰越残高は最も少ない現状にある。

一弁や二弁の一般会計の次期繰越金は右肩上がりで増加しているのに対し、東弁のそれは近年極端に減少している。その原因は、東弁の収支バランスが崩れているからである。東弁の2018（平成30）年度の一般会計の収入は約21億7000万円で、支出が約23億3000万円である。これに対して、一弁は収入が約11億5000万円で支出が約9億2000万円、二弁は収入が約12億3000万円で支出が約11億4000万円である。支出の中には職員退職金やOA刷新のための積立金を含むが、東弁の支出は突出している。

過去4年度の東弁の一般会計の実質収支を以下のような調整をして正確に把握する作業をする。一般会計の支出には、特定資産の取得支出・取崩収入など資金の内部移動がある。そこで、特定資産の取得支出・取崩収入は各年度収支から控除した（2017〔平成29〕年度監事意見第1、2（2）イ参照）。維持管理会計に2015（平成27）年度1億6680万円、2016（平成28）年度1億7460万円繰入をしたものと仮定した（2017（平成29）年2月財務問題検討WG報告書）。2016（平成28）年度災害基金特別会計新設のため2億円を繰出しているが、特別事情として繰入がなかったものとした。このような操作をして実質収支を算出してもなお、過去3年度東弁の一般会計は赤字である。

### 3 今後の財政改革実現への取組み

東弁では、2019（平成31）年4月に東弁の財政改革を実現するために、財政改革実現ワーキンググループ（WG）を発足し、財務問題に取り組んでいるが、同WGで検討した財務分析は以下の通りである（同WG答申書から）。なお、同WGは、一弁、二弁が会員の会費を2,000円減額したことにもなって、2019（令和元）年末から65期以降の会員に2,000円の会費減額を実施し、さらに5年後に残る会員についても2,000円の会費減額を実現することを前提として財政の改革に取り組んでいる。

WGは、人件費チーム、事業費チーム、組織検討チーム、システム・OAチーム、法律相談チーム、多摩支部チームに分かれて、それぞれの視点で東弁の財政改革を討議し、その実現に向けて本答申書を纏めた。また、公設事務所については昨年度公設事務所のあり方検討PTを立上げ、4つの公設事務所を維持することを前提に運営改善計画を開始した。そのため、WGはその改善計画の実効推移を注視することとしていたが、各チームの財政改革の検討が進むに従い、法律相談センターや多摩支部の問題と密接に関係する公設事務所の問題を切り離すことは適当でないとの結論に至り、新たに公設事務所チームを設置することとなった。その結果、7つのチームがそれぞれの分野で答申を検討し、さらにその答申の実効性を把握して毎年改定していくこととなった。

同WGの財政改革のビジョンは、東弁の組織の財政的な持続可能性を維持し、東弁が公益活動を継続しつつ、会員の負担を軽減することを実現し、あわせて東弁で働く職員の働き方改革を実現することにある。

そして、WGの目的は、以下の財政計画を実現することである。

(1) 2019（令和元）年度から5年間は65期以降の会員の会費を2,000円減額する。

－ 毎年5400万円減収（2,248名×2,000円×12月）

注：正確には65期以降の月2,000円の会費減額が開始するのは2019（令和元）年12月分からであるので、2019（令和元）年度中の減収額は約18,168,000円に留まる。また、65期以降の会員は毎年増加するため2,248名で固定するわけではないが、月2,000円減額による減収に対する手当としては当面5400万円の捻出が直接的課題であるので上記のとおり記載した。

(2) 2024（令和6）年度から会員全員について会費の2,000円減額を実現する。

－ 上記に加えて毎年約1億5000万円減収（6,237名×2,000円×12月）

そのための基本的施策の考え方は以下の通りである。

- ① 事業費・人件費を除く管理費（以下「その他管理費」という。以下同じ）の増加を4%から1%に抑制し、継続して1%以下とすることで最小限度の費用削減を実現する。
- ② 以下の支出を合計で上記3-(2)の金額分を削減する。
  - ア 他会計繰出金（2017〔平成29〕年度で2億9822万円）：相談会計、人権会計、公設会計だが、人権会計を削減することはできないので、他の2会計から考える。
  - イ OA費用（2017〔平成29〕年度の「その他管理費」1億6075万円、「固定資産等」7079万円の中に入る）
  - ウ 人件費（2017〔平成29〕年度で職員給与8億5120万円、退職金4023万円）

なお、前年度の東弁の財務状況及び財務上の課題については、決算報告書に添付される監事報告書及び監事意見書で述べられている。そして、監事報告書及び監事意見書は、東弁ホームページの会員サイトにある「議決結果」の「財務情報」に掲載されている決算報告書に添付されているので、参考になる。

WGが策定した2019（令和元）年度の答申では各チームの削減案の総額は、各チームが合意できる項目を合算すると6240万円余りの削減額であり、目標とする1億5000万円にははるかに及ばない。WGではさらなる削減案を今後も継続して検討する予定である。

法友会は、東弁の責任会派として、この東弁の危機的財務問題に取り組む必要がある。